

		現行のまん延防止等重点措置	今回の緊急事態措置																																	
区 域		全 域	全 域																																	
期 間 (緊急事態措置等)		令和3年4月5日(月)から 令和3年5月5日(水)まで	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで (17日間)																																	
1 外出自粛等		<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 時短要請時間外に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 特に大阪など県境を越えたまん延防止等重点措置区域への往来自粛を要請 	<p>〔特措法第45条第1項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 																																	
2 施設の使用制限	飲食店 遊興施設(*1)	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮要請 (まん延防止等重点措置の指定区域) 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の5時～20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時～19時まで)を要請 (県独自措置区域) 【東播磨地域(明石市除く)・中播磨地域、阪神北地域・明石市(～4/21)】 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の5時～21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時～20時半まで)を要請 感染対策の徹底 	<p>〔特措法第45条第2項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 休業要請・時短要請 【全県】 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店を含む)への休業要請 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) 感染対策の徹底 																																	
	〔特措法施行令第11条・多数利用施設〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館、図書館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 特措法によらない協力依頼 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) イベントの開催要件の遵守 入場者の整理誘導等の実施 【上記地域以外】 イベントの開催要件の遵守 入場者の整理誘導等の実施 ※食料品・医薬品等の生活必需品売場は除く 	<p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数利用集客施設への休業要請(特措法施行令第11条施設) 休業を要請する施設(1,000㎡超の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映画館等</td> <td>映画館、プラネタリウム</td> <td rowspan="2">・床面積が1,000㎡超の施設は休止</td> </tr> <tr> <td>商業施設</td> <td>大規模小売店等</td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>体育館、ホウリング場等</td> <td rowspan="3">・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ</td> </tr> <tr> <td>遊興施設(飲食店除く)</td> <td>個室ビデオ店等</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>博物館、美術館等</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>生活必需サービス以外のサービスを営む店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場等</td> <td>劇場、観覧場等</td> <td rowspan="4">・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td>集会場、展示場等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>ホテル・旅館の集会の用に供する部分</td> </tr> <tr> <td>運動施設(屋外)</td> <td>野球場、ゴルフ場等</td> </tr> <tr> <td>遊技施設</td> <td>テーマパーク、遊園地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設例	要請内容	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止	商業施設	大規模小売店等	運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ	遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等	博物館等	博物館、美術館等	サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗		種類	施設例	要請内容	劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)	集会・展示施設	集会場、展示場等	ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場等	遊技施設	テーマパーク、遊園地	
	種類	施設例	要請内容																																	
	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止																																	
商業施設	大規模小売店等																																			
運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ																																		
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等																																			
博物館等	博物館、美術館等																																			
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗																																			
種類	施設例	要請内容																																		
劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)																																		
集会・展示施設	集会場、展示場等																																			
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分																																			
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場等																																			
遊技施設	テーマパーク、遊園地																																			
県立公園等	<ul style="list-style-type: none"> 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 20時以降、屋内運動施設を閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 県立都市公園について、屋内施設を閉鎖、屋外運動施設は無観客のみ使用可。一部の施設は駐車場を閉鎖 あわじ花さじき等の県立公園は休園 																																		
大学	<ul style="list-style-type: none"> オンライン授業の積極的活用 県外での部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。県内での合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。 教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ 	同左																																		
小・中・高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> 【県立学校】 〔教育活動〕 県外活動は、実施時期・場所、参加人数、移動方法などを十分に検討等 〔部活動〕 高体連・中体連スジュール記載大会等を除き、県外活動は実施しない。 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【県立学校】 〔教育活動〕 県外活動中止 感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 〔部活動〕 高体連・中体連スジュール記載大会等を除き、県外活動は実施しない。 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。 																																		
3 イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限5,000人、かつ、収容定員大声なし100%以内、大声あり50%とすることを要請 	<p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 催物・イベントは、原則として無観客での開催を要請(社会生活の維持に必要なものを除く) 																																		
4 出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	<p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進、大型連休中の休暇取得の促進を要請 																																		

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設